

書評

車の衝突に因る民事責任(フランス)

Pierre Jourdan: Les Collisions de Véhicules.

Etude sur un problème de Responsabilité Civile.

Paris 1937. 126 p.

吉永榮助

佛國の民法界に於て最も活潑な研究及び論争の的となつて居るものの一は、無生物による責任 (*responsabilité du fait des choses inanimées*) を規定せる民法第一三八四條第一項の解釋並びに適用であつて、之に關する文獻は年に二三は必ず現はれる盛況である。同條第一項は、「自らの行爲に因りて生じたる損害のみならず責に歸すべき他人の行爲若くは監護の下 (*sous sa garde*) にある物に因りて生じたる損害に對しても責を負ふ」とあるに

過ぎないが、時勢の變化に伴ひ過失責任の狹隘を早くも悟つた破毀院は、之を手懸りとして過失責任以上の責任をその判例法により形成し、以て實際上の要求に應ぜんとしたのである。それは物の監護者は事變、不可抗力、若くは責に歸すべからざる外來原因を證明せざる限り、その物より生ずる損害を賠償すべしといふのであり、筆者は之を監護責任と稱して居る。之が適用された最初(一八九六年六月一六日)は企業事故に對する企業者の責任であつたが、その後次第にその適用範圍を擴張し、現在は驚くべき廣汎のものとなつた(この點、我國に於ても工作物に關する民法第七百十七條を擴張解釋せんとする趨勢あるに徴して興味深く感ぜられる)。就中自動車事故に因る責任に之が適用されるに及んで、一段とその研究に拍車加へられ、之のみに關するテーズだけでも數年來相當の數に上つた。表記の書物はこの種の中で

極く最近のものに屬し、著者は無名の者なるも、佛國に於けるこの種の問題の近狀を察知するには恰好の書といふべく、その主眼とする所は車の衝突事故の結果生ずる責任の分擔であり、恰かも我國に於ける過失相殺に主として該當する部分であるが、佛國の民事責任は必しも過失を要件とせざる點（前述一三八四條）萬事過失相殺を以て律するを得ざることは留意すべきである。

*

その内容を覗ふに、序論に於ては一三八四條適用の沿革の極めて簡単な説明、並びにその適用に關して現はれた *le fait de l'homme* と *le fait de la chose*、及び *le chose dangereuse* と *le chose inoffensive* の區別を、之に關する學者の批評と共に敘述して居るが、別段取り立てゝ言ふ程のことも存しなす。

本論は左の如く分けて説かれて居る。

一、監護者双方に過失の證明ある場合（第一章）。著者の所論の要旨は次の如くである。過失責任を規定せる一

書 評

三二二條は依然として、民事責任の基礎を爲して居り、*Savator* の言ふ如く、一三八四條の適用範圍が如何に廣大であつても、それによつて排除されるものではない。蓋し一三八四條が近時重きを加へたのは、過失責任が不公平であることに基くのでなく、それが不充足であることに起因するからである。然し過失ある被害者に損害賠償を認めることは甚だ異とすべきではなからうか。古き學說（*Bourjon, Donat*）及び判決は認めなかつたが、一八四九年の破毀院刑事部の判決を轉機として反對に解釋されるやうになり、唯賠償金額が減額されるといふ方法が採られた。車の衝突の場合之と同じであり、双方の當事者は責任の割合によつて損害を分擔すべきである。然し過失と損害との因果關係を考へると、事は右の如く簡單ではない。何となれば總べての過失が損害發生に與つたとは言ひ得ず、場合によつては最初且つ決定的な過失を犯した者が事故の責任者で、他の一方は之がため餘儀なく交通規則を犯すこともあり得るからである。かかる場合には、破毀院刑事部は何等の過失も存せずとの判

決を下して居る(一九三三年一月二七日)。言はゞそれは一種の強制状態であるが、之が證明されぬ限りは矢張り責任の分配に歸着する。而して責任の分配に關しては二説あり、一は事情の如何に拘らず損害を半額宛負擔すべしとする説と、過失の重さによつて損害を分配せんとする説とであるが、後説が佛國の判例の採る所である、と。

以上の中特に勝れた意見も不幸にして發見し得ないが、唯然し我國及び獨逸の如く、過失相殺の觀念なき佛國に於て、著者が因果關係を以て解決せんとしたことは勿論當を得て居るも、未だ問題の核心に迄突き進んでない感を與へる。

*

二、双方の監護者に何等の過失も證明されざる場合(第二章)。著者はこの章に大部分の頁を割いて居る。之を實際的に見るも、双方の過失の證明不能の場合が屢々であり、又法律上に於てもこの場合が最も議論のある所である。

先づ車の衝突の場合に一三八四條第一項が双方に適用される條件は何であるか。著者は第一に危險物の觀念を問題にする。又は一九二七年 Jandheur の輪禍事件に就き破毀院の採つた見解である。之に據つて自動車と自動車との衝突の場合に自轉車を以て危險物に非ずとし、一三八四條の適用を斥けた下級審の判決が現はれた。然し一九三〇年二月一三日再度破毀院が Jandheur 事件に就き判決を下したときは *le chose dangereuse* と *chose inoffensive* の觀念は捨てられたので、之より生ずる論理的歸結は著者によれば、如何なる種類の車でも一三八四條第一項の適用あること、及び危險なる觀念を主觀的に評價することの不能といふ點にある。然し學説は未だこの觀念を捨てず Josseland はその抱懐する危殆説よりして、危險の度合による段階を認めんとして居ると附言して居る。之に依つて見ると Josseland は先に *Cours de Droit Civil positif français Tom II 1930* の中で *Chose dangereuse* の觀念を極力排斥して居るが、之を改めたのであらうか、筆者は資料がないので之を確むべくもな

い。適用の第二の條件は物の仕業によつて生じた損害であることである。物の仕業とは著者によれば要するに損害と物との間の因果關係に外ならないが、唯單に各々の車が實質的に事故に參與せるに止まらず、積極的に働きかけることを要するといふ。併し著者の説く能動參與說も實際の適用に當つては證明が困難のため被害者に苛酷の事があること自らも認める所であり、こゝに於て又或程度の推定を餘儀なくされる。

次に双方の責任推定の效果であるが、之には「推定の中和」(Neutralisation des présomptions)と「推定の重疊」(Cumul des présomptions)との二説ある。「推定の重疊」とは當事者双方互に相手方に對して一三八四條第一項を援用し得る地位にある場合、推定が同一事實より生じたる責任に關するものである故に、その法律上の效果は中和されて發生せず、各當事者の請求は棄却されるといふのである。判例の初期の時代に採る所であり、學者としては Jossard 之を唱ふるといふ。判例中注目すべきは一九三〇年三月二八日の Montpellier 裁判所のもの

で、これは海法上の衝突に關する商法第七百七條を類推して、こゝに移さんとした企てであるが、之は結局破毀院の容れる所とならなかつた(一九三二年一月二〇日判決參照)。「推定の重疊」とは破毀院が一九三三年三月二〇日の判決に於て「推定の中和」を否認した結果示した見解で中和とは反對に各々の請求を認めるのであり、之に贊する學者として Mazeaud, Deroux が擧げられて居る。

Mazeaud の理由とする所は衝突の際、一方のみが損害を蒙むりたるときは推定の中和が行はれざるに反して、双方の當事者が損害を受けたときに限り中和する理由はないこと、又中和説によると、一方が莫大なる損害を受けたにも拘らず、他方が極く僅少な損害さへ蒙むつて居れば責を免れるといふ不合理に陥ることにある。この問題に關しては著者は、最も重大なる損害を惹起するものは最も大なる危険を現はすものか、若しくは最大の過失を犯すものである故に、この者に最も大なる責任の分配を課することが、法の要求する所であるといふ持論を吐露し、重疊説に贊しながら、物の性質の危険の度合に應じ

て損害を負担せしめんとして居る。筆者はかくの如き思想を甚だ示唆に富むものとして居る。さてこの推定の中和か重疊かは、之を保険に關聯せしめるとき忽諸に附すべからざるものがある。即ち責任保険に於て、中和説を採るときは保險會社は保險金を支拂ふを要せざるも、重疊説を採るときは支拂ふを要するからである。

*

三、一方の監護者に過失の證明ある場合(第三章)。一三八四條第一項の免責原因は、既述の如く甚だ嚴格で事變、不可抗力、若くは責に歸すべからざる外來原因であるが、この中には被害者の過失も含み得る如く見える。實際は一九二四年頃迄の判例は被害者に過失あるときは他方の監護者を免責せしめて居るが、それ以後の判例は反對に解釋して居る。學說も之に付否區々になつて居るが、之等の議論中、最も決定的なものは、著者によれば事故と過失との因果關係に重點を置き、被害者の過失が事故の唯一の原因であるとき監護者を免責せしめんとする説である。著者は之を以て監護者に餘りに苛酷であ

ると非難し、別に一九三四年三月二〇日の破毀院の判決よりして、被害者の過失が絶對的に豫見し若くは避くべからざるときは免責されるといふ命題を抜き出し、而して若し豫見若くは避け得られる場合にはそこに眞の過失ありとされ、結局双方に對して過失責任が適用されると主張する。

然し、筆者はこの主張を不可とする。何となれば假に不可抗力等の一三八四條第一項の免責原因を豫見性、可避性を以て規定するとしても、監護責任は單なる過失責任以上のものを要請して居ることは疑を容れぬ所である。然るに被害者が過失ある場合、監護者がそれを豫見若しくは避け得なかつたといふ過失に基き責を負ふのであれば、反對解釋として、それに付何等の過失なきときは監護者は免責されねばならぬ。これ敍上の一三八四條第一項の精神に悖るものと言へよう。尙右の主張は著者の抱く危殆説とも調和し難く思はる。

*

最後に結論中特に擧ぐべきもの次の如し、第一、社會

觀である。著者は現代に於て個人主義は追はれて行くが人は依然として自由であると見る。然しその自由は唯同胞に損害をかけざることを條件とする。而して Ripert がその宗教觀よりして損害を蒙つた者は神の御業のしからしむる所であるから、諦めるがよいとの宿命觀を説いて居ることに敢然反抗して、被害者に損害を賠償せしめることは公平の欲する所であるといふ。第二、監護責任の本質に付危殆説に賛して居ることである。之より破毀院の態度を非難する口吻が諸所に見受けらる。第三、自動車事故に關する特別法を要求して居ることである。尤も之には著者は觸れて居ないが草案はある。(Projet de Loi sur la Responsabilité des Accidents causés par les Véhicules a Moteur, élaboré pas la Société des Etudes législatives. V. Libmann : La Responsabilité des Accidents 1933 Appendice.)

以上の論點は僅かながらも過失相殺は勿論、將來無過失責任の擴張された際責任の分擔に關する裁判官の斟酌の理論づけに問題を提供するであらう。(三月二五日)

書 評

フアルク『靜態に於ける失業理論』

W. I. Falk: Production, Pricing and Unemployment in the Static State. Harlem 1937. pp. 138.

久 武 雅 夫

本書は和蘭經濟研究所より刊行せられる叢書の一冊として公にせられたもので著者は和蘭人、英文で書かれてある。均衡理論の見地から主として失業の問題を取扱ひ、靜態に於て失業の發生を論じた興味ある研究である。推理は數學的ではあるが數學的記號は殆ど使用されて居ない。

序文によれば著者の専念する所は景氣變動の研究であり、一九三五年に同じ叢書の中で「景氣變動診斷」なる著書を公にし、之に續いて景氣變動の數量的研究に着手せんとしたが、當時自國の不況狀態に鑑み景氣變動治療の問題を先に研究することとし、その最初の部分として發表されたのが本書である。